

巻 頭 言

「はんこ社会」に思うこと

財団法人 不動産適正取引推進機構

理事 川 口 貢

日本は「はんこ社会」といわれるほど様々な書類に「はんこ」を押します。不動産物件等の契約書を交わすとき、宅配便を受け取る時、市役所で住民票を請求するときなど、何でも「はんこ」です。どんな業界でも「はんこ」の赤くて丸い印影の威力は健在です。いつだったか、郵便局からの配達不在通知で窓口まで書留を受け取りに行ったことがあります。ところが、窓口に着いてから「はんこ」を忘れていないことに気がつきました。出直すのも面倒です。幸い、運転免許証を持っていたので身分証明上は何ら問題がないはず、サインでもいいのではと遠慮がちに聞いてみました。案の定、「規則ですからお渡しできません」予期したとおりの答えです。こういう場合、民間の宅配便であれば「サインで結構です」と、ニコニコ顔で応じてくれますが、郵便局は融通が利きません。もともとお役所だっただけに抵抗するだけ無駄、あっさりとあきらめることにしました。それにしても、身分を証明するものに「はんこ」、「免許証」、「健康保険証」、「社員証」…いろいろありますが、この中で一番偽造しやすいのが「はんこ」です。それでいて、一番重要視されるのが「はんこ」とは、犯罪を防ぐという観点からいえば何かちょっと違うのではないかと考えたりします。むしろ、わざわざ不正が発生し易い仕組みにしているような不思議

なコンセプトを覚えるのは私だけではないような気がします。

さて、毎日のように上がってくる決裁書類を見ていると「はんこ」の押し方がきちりとしているものがあれば、曲がったり朱肉の乗りが悪いものなどいろいろあります。印影が曲がっていようが薄かろうが、全く逆さまに押されようがどうでもよいという雑な押し方は、その書類に対して真面目に対応していないことの裏返しになります。「はんこ」を押す意味は「私はこの文面について間違いなく認めます、責任を持ちます」と意思表示することです。右から左へと機械的に押ししたりすると後で大変なことになってしまうことさえあります。「はんこ」は丸くできているのがほとんどですから、あらかじめどちらが上か下かをしっかり見定め、そして斜め押しにならないように「間」をとらざるを得ません。この「間」には、この書類に「はんこ」を押しても間違いはないかどうかを考えるゆとりを持ちなさいという意味があるのだそうです。だから「はんこ」を丸くしているのだということを知ったことがあります。いずれにしても、いったん「はんこ」を押せば、責任がついてまわり一人歩きをします。不動産物件などの大きな契約書に限らず日常文書についても、押す前に「ちょっと一呼吸」を心がけたいものです。